## Open Source Conference 2021 Online Kyoto

2021年7月30日(金)-31日(土) 10:00~18:00 オンライン会場(Zoom & YouTube Live)

## OSSライセンスは著作権行使の許諾条件

2021年7月30日(金)

OSSライセンス姉崎相談所

姉崎章博



『OSSライセンスは著作権行使の許諾条件』だから

OSSの取り扱いルールというわけでも無い。

こうすれば良いという手順が書いてあるわけでもない厳密に守らなければならないような書き方もされていない

売り物でないのだから扱いやすいように書かれる筋合いもない

『OSSライセンスは著作権行使の許諾条件』だから

著作権を行使しなければ、関係無い。

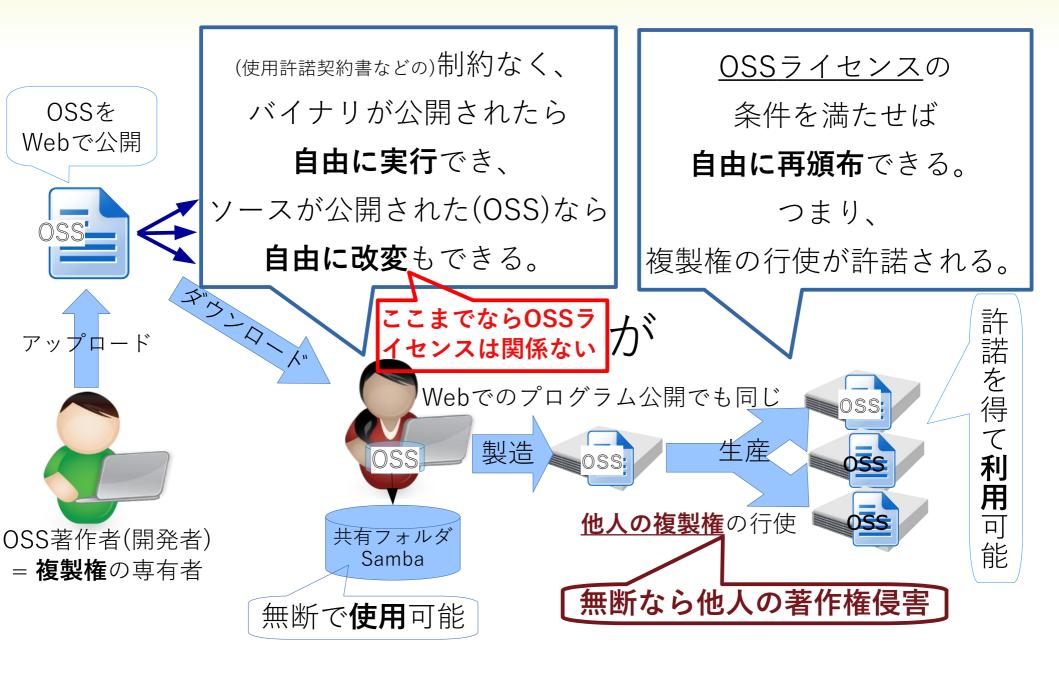
ちなみに

**著作権の行使**を「利用」、行使しない使い方を「**使用**」と呼ぶ

複製権を行使して、OSSを頒布する行為は「利用」

プログラムの実行は、本を読む、音楽を聴くと同じく「使用」

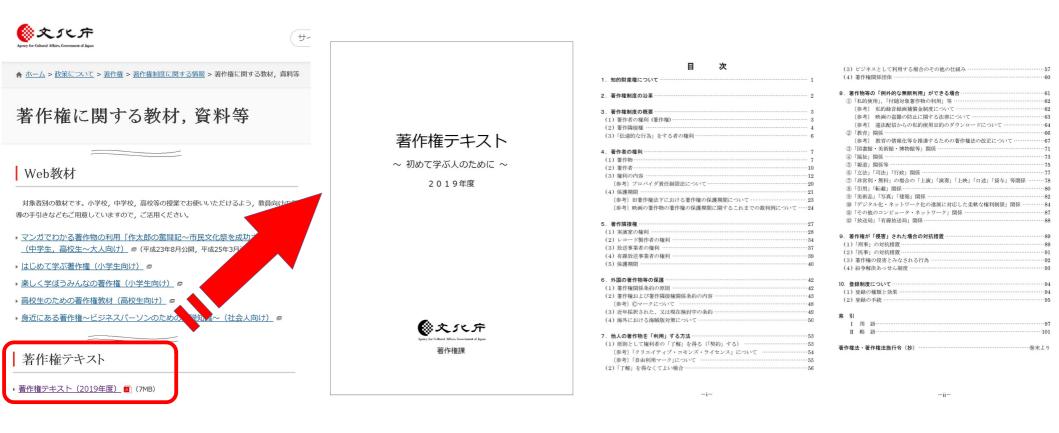
#### っまり、OSSライセンスの位置づけは



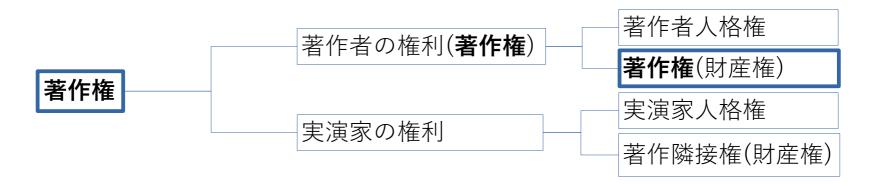
#### ところで、著作権とは?

小説や音楽と同様に書いたら**売ることができる権利**? そんな規定は、どこにも無い!

文化庁が無料で提供する 著作権に関する教材, 資料等 <a href="https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kyozai.html">https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kyozai.html</a>



『著作権テキスト』でも、『「著作権」という用語が 広狭さまざまな意味に用いられているため,注意』と

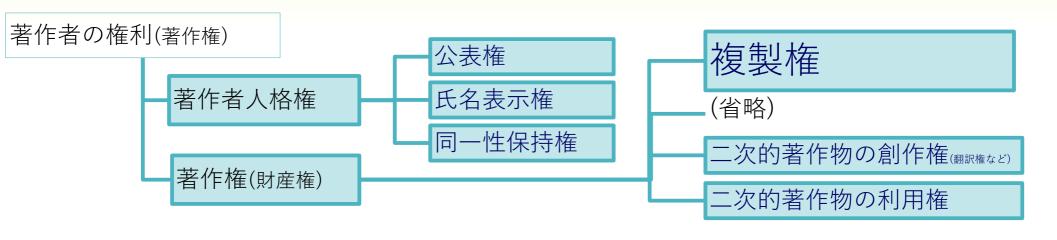


使用料は**条件**の一例でしかない

財産権における「○○権」の意味:

他人が「無断で〇〇すること」を止めることができる (使用料などの条件を付けて、他人が〇〇することを認める) 権利(許諾権)

## 著作権の代表的な支分権が複製権



複製(Copy) 権(right) だから、Copyright

|著作権|

15世紀中頃の印刷術の発明に始まる-出版社への特許の形から

1886年「ベルヌ条約」創設・スイスのベルン

世界中で同じように保護を

日本:明治32(1899)年旧著作権法を制定し締結

無方式主義に転換 アメリカ:平成元(1989)年施行(前年に締結)

#### (複製権) 第二十一条

著作者は、その著作物を複製する権利を 専有する。

習作者:著作物を**創作する者**をいう。

著作物:思想又は感情を**創作的に表現したもの** 

であつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲

に属するものをいう。

### 創作性(著作物性)

パテント2007 Vol. 60 No. 6 特集《平成18 年度著作権委員会》井上 正「プログラムの著作物性」より

「作成者によって

**個性的な相違**が生じるものであること」

著作物に該当しない(創作性がない)、つまり、プログラムであっても保護されない例として

- ・誰が創作しても同じものとなるプログラム
- ・簡単な内容をごく短い表記法によって記述し たもの
- ・ごくありふれたもの

- 著作権は、創作的な表現に与えられる
  - を著作権の代表的な権利は、複製権
    - ·複製権は、著作者が専有する
  - ·著作者はOSSライセンスで行使許諾

ことをお話しました。ここまでで

何かご質問はありますか?

### GPLの作者Richard M. Stallman氏の認識

https://www.gnu.org/philosophy/no-ip-ethos.html ほとんどの自由ソフトウェアのライセンスは、 **著作権法と、正当な**理由によりに基づいている

著作権法は、国家間で、

契約法や他のありうる選択より、

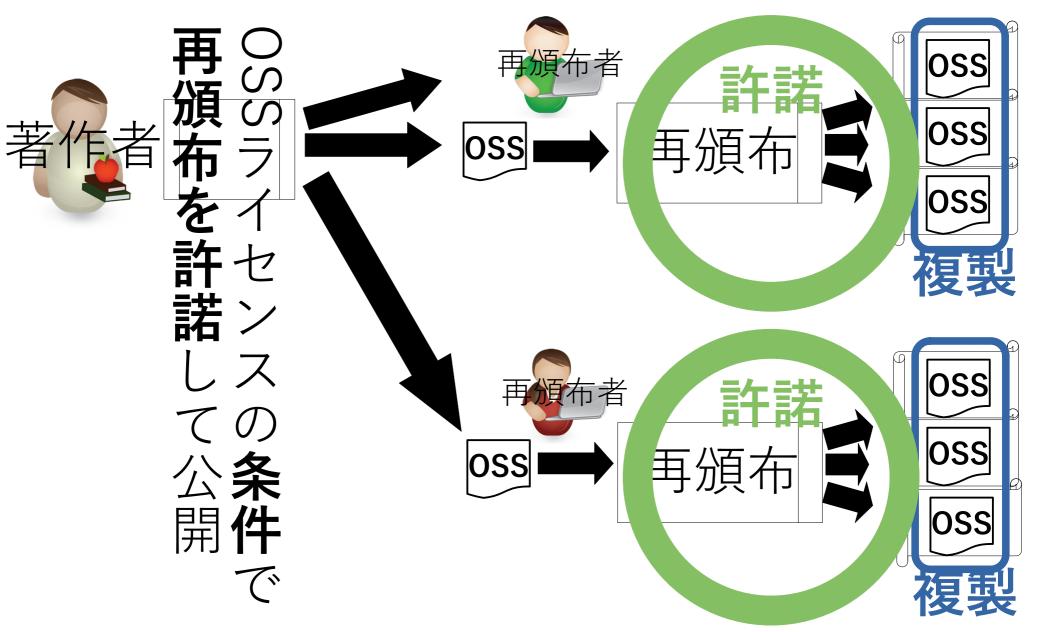
非常に均質である。

契約法を使わない もう一つの理由は、

同意/サインを求めるなんて、**うんざり**する。

#### OSSの著作者の許諾がGPL等のOSSライセンス

~条件が示されているから、許諾を得た形で再頒布できる



### 著作権に基づいているから

著作者は、著作権行使に対して、条件付けできる

BSDライセンス, GPL, Apacheライセンスとか

#### 逆に

著作権行使しなければ、権利を侵害しないのだから

著作者の条件を満たす必要はない。

#### OSPN Press https://www.ospn.jp/press/20170209no48-useit-oss.html

Open Source People Network (オープンソースカンファレンス事務局)から最新の開催情報などを発信!



RSS

B! 24



### 他人の著作権を行使しない使い方

「使用」していても「利用」していなければよい

- 1. GCCでコンパイル・リンクして、 自分の著作物として実行形式のプログラムを作成する
- 2. GDBやその他ツールで、自分のプログラムをデバッグする
- 3. OSSの性能分析ツールで、自分のプログラムをテストする
- 4. Sambaでファイル共有フォルダを作り、開発プロジェクト で資料を共有する
- 5. Apache HTTP serverで社外Webを構築し、情報発信する
- 6. OpenStackでプライベイトクラウドを構築する etc.

## 昔ながらのOSS(FSW)の使い方ならば

## 今でもライセンスを気にせず使える

ことをお話しました。ここまでで

何かご質問はありますか?

では、どういう時に著作権行使になるのか? 主に、複製権の行使

ただし、

「複製行為」≠「複製権の行使」

「私的な複製」は

「著作権が制限されている」

そのためか

非私的に複製し譲渡する行為を「**頒布**」と呼び 多用されている

### 第五款 著作権の制限 (第三十条-第五十条)

例えば

- 私的使用のための複製 (第30条)
- 図書館等における複製 (第31条)
- 引用 (第32条)
- 教科用図書等への掲載 (第33条)

バックアップやコンパイル

• 営利を目的としない上演等 (第38条)

インストールやメモリにロード

- プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等 (第47条の三)
- 電子計算機における著作物の利用に付随する利用等 (第47条の四)
- 電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等 (第47条の五)

社内、企業グループ内は「頒布」に当たるのか?

OSS(FSW)で作成したツールは、社内で流通しているでも、入手した書籍のコピーを社内で展開するのは、無断なら著作権侵害。

私的な複製には当たらない。

OSSの社内流通も「頒布」、著作権行使だが、

多くのOSS著作者が暗黙に許諾または気にしていない。

例:GPLv3逐次解説を作成する際、IPAがEben Moglen教授からヒアリング

OSSの自由は、4つの根拠で実現されている

3つはライセンスに関係しない

1.著作権の対象外「使用」:実行

2. 著作権の制限内:私的な複製・改変

著作者による。OSSライセンスで保証などされていない

3. 著作者が**暗黙に許諾**:企業G内での複製・改変

4.著作権をライセンスで許諾:再頒布(複製・改変)

OSSライセンスは、条件付きで再頒布の自由を実現

『OSSライセンスは著作権行使の許諾条件』だから

OSSの自由を保証するものでも無い。

OSSの再頒布の「利用」を条件付きで許諾するもの

逆に、OSSライセンスが無ければ、

著作者以外は誰も頒布できない。(著作権侵害)

『OSSライセンスは著作権行使の許諾条件』だから

無料で使えるソフトウェア・ライセンスでは無い

商用ソフトのプログラム使用許諾契約書とも言われる ソフトウェア・ライセンスの一種というのはミスリード。 ライセンスで許諾する内容も形式も異なる全く別物。

「プログラムの使用を許諾する形を取った契約書」と 「プログラムの利用(再頒布)を許諾する条件」と違う。

## OSSで自由と思われていることは、

単に、OSSライセンスだけで実現

されているものではない

ことをお話しました。ここまでで

何かご質問はありますか?

OSSを自由に使う(許諾されて使う)には、 許諾する**著作者**を意識する必要がある。

OSSライセンスで許諾内容が決まるのではなく

著作者がOSSライセンスを使って許諾している

例えば

GPLでもLinuxカーネルはv3での再頒布を認めないし、

MySQLはGPLの他に商用ライセンスでの頒布もある

## 「著作者は誰か?」 を把握しておくことが大事

## 創作性 (著作物性)

「作成者によって

個性的な相違が生じるものであること」

であったから、著作者は、 個性的な相違を生じさせた者

※ちょっと特殊な例を4つ紹介しましょう

#### 長年の研究成果の「著作者」は誰か?

- 1.A氏にとって、学生時代からの研究テーマの機能
- 2. その研究成果から開発できたプログラムと主張
- 3.プログラムはB社に入社後、仕事として作成



A氏が敗訴

第十五条 … 2 法人等の発意に基づきその法人等の業務に 従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者 は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定 めがない限り、その法人等とする。 A社がB社に発注した場合、「著作者」は誰か?

- 1.A社が外販を前提に、B社にプログラム開発を委託
- 2.B社はソースコードごとプログラムをA社に納品
- 3.A社が商品として販売

これも、B社の法人著作物。A社は無断で次版を出せない

対策として、

A社は発注前の契約で、B社からプログラムと共に**著作権を譲** 渡してもらうか**著作権行使の許諾**を得る必要がある。 また、 B社の**著作者人格権の行使をしないこと**を契約したりする。 動かないOSSを動かしたら著作権はできるか?

人によって、バグの修正箇所・修正内容に

「個性的な相違」が生まれるだろうか?



著作権が生まれるのは稀

多くのコントリビュータはリスペクトされるが

著作者とは言いがたい

2015年、VMware ESXにLinuxが使われていると提訴したHellwig氏も棄却されている

「一行でも流用したらGPL」?なわけがない

一行で「個性的な相違」を表すのは至難のわざ

「著作物」'Work'のもう一つの和訳は「作品」

作品と言えるものを流用したのでなければ

著作権侵害とは言い難い

## 著作権を誰が持っているか

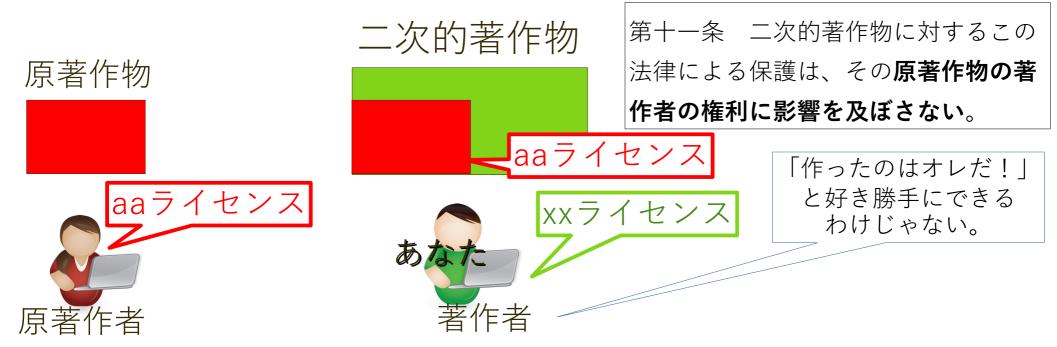
## 著作者は誰かが大事な

ことをお話しました。ここまでで

何かご質問はありますか?

#### 原著作物か二次的著作物か

あなたが作成したプログラムの著作者はあなた。 あなた一人が著作者ならば、自由に条件を指定できる。 もし、他人のプログラムを流用して作成した場合、 あなたのプログラムは『二次的著作物』となる。 あなたは原著作物の条件を満たした上でしか頒布不可



#### 商用プログラム開発の際に

もし、BSDのプログラムを流用して作成した場合、

あなたのプログラムは『二次的著作物』となる。

あなたは原著作物の条件を満たした上でしか頒布不可。

BSDLを満たした上でなら商用ライセンスを被せられる。

決して、商用ライセンスに変更できるわけではない。



### (翻訳権、翻案権等) 第二十七条

著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、

若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、

その他翻案する権利を専有する。



OSSライセンス

著作者であるOSS開発者の許諾無しに

OSSを含むプログラムは公には作れない。

※著作権の制限内の私的には作れるけど

### (二次的著作物の利用に関する原著作者の権利) 第二十八条

二次的著作物の原著作物の著作者は、 当該二次的著作物の利用に関し、

この款に規定する権利で当該二次的著作物の 著作者が有するものと同一の種類の権利を 専有する。

私的に作った二次的著作物も利用にする場合、 原著作物の著作者の**許諾**(OSSライセンス)が必要。

利用する開発者がOSSのライセンスを変えられない。

## 二次的著作者が自由にライセンスを

設定できるわけではない

## 原著作者の許諾(原ライセンス)が必要

であることをお話しました。ここまでで

何かご質問はありますか?

### 『納品』は著作権行使か?

業界の用語で規定

- 『納品』自体は著作権行使ではない。
- 行使している場合もあれば、そうでない場合もある。
- イ)ハード製品を納品
  - a) 一点ものを納品:複製権を行使していない
  - b)汎用製品の一つを納品:汎用製品の生産で複製権の行使
- 口)構築したシステムを納品
  - a)―点ものを納品:複製権を行使していない
  - b)納品した後、他社に横展開:複製権の行使
- 納品時点では、後に横展開するか分からないのでは?
- •納品物件は誰のものか?
- •お客様の物を無断で他社に横展開したら横領では?
- 自分の物の複製を納品したのなら複製権の行使

『OSSライセンスは著作権行使の許諾条件』だから

条件を満たさずに再頒布すると、

他人の著作権を侵害してしまいます。

OSSは、条件を満たして利用しましょう。



Webサイトに参考情報がいろいろあります

# http://www.osslicense.jp/

#### OSSライセンス 姉崎相談所

The OSS license Office of ANEZAKI







#### 論説

ツィッターで断片的に述べたことを小 論文風にまとめてみました



#### ユーレイミカの OSSライセンスお勉強の旅

ユーレイになったミカが、OSSライセンスをお勉強。先輩のシラタマに著作権について教えてもらうが・・・



#### <u>「第9回著作権・著作隣接</u> 権論文募集」入賞論文

「第9回著作権・著作隣接権論文募 集」で、「OSSライセンスとは~著作 権法を権原とした解釈」が佳作に入選 2013.09.03

#### @IT連載 企業技術者のため のOSSライセンス入門

企業がオープンソースソフトウェアと うまく付き合い、豊かにしていくため に最低限必要なライセンス上の知識を 説明。(2008年12月~全6回)

#### OSSライセンスで条件を指 定する権利はどこからくるの か?

オープンソースソフトウェアについて 解説した記事の中には、「OSSライセ ンスは契約である」という誤解を目に することが多い。論文を執筆した背景 を解説。